

観光庁 観光資源課
課長 和田浩一様

2011年5月10日

全国通訳案内士団体ネットワーク世話人：

JFG（協同組合全日本通訳案内士連盟）理事長 山田澄子

GICSS（NPO 通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会）

理事長 ランデル洋子

IJCEE（NPO 日本文化体験交流塾）理事長 米原亮三

CGO（中国語通訳案内士会）代表幹事 保田誠司

AISO認定「ツアーガイド資格取得講座」についての要望書

「AISO（アジアインバウンド観光振興会）認定ツアーガイド資格取得講座」は、AISOからトラベル&コンダクターカレッジに委託され、4月の初旬から行われています。

本講習会の設立の経緯には、「通訳案内士のあり方に関する検討会で、現行の通訳案内士制度とは別に、各団体認定の新資格制度を設立して、設定者が外国語による有料の旅程管理業務等を行うことができるように検討されている」とし、更に「総合特区制度の枠組みにおいて、この新制度が開始されます」としています。

「通訳案内士のあり方検討会」に言及している以上、「有料での通訳案内資格」の講習と考えられますが、当検討会があたかも「有料で旅程管理業務等を行うことの是非」を検討していたと誤った記述をしています。また、本講習の名称を「ツアーガイド資格取得」とするなど、AISOは今回の講習会を単なる旅程管理資格の講習ではなく、観光案内を含んだ有料でのガイド資格を認定する講習会であるかのような表現をしています。

したがって、受講者は「有料での通訳案内資格」の認定を得られる講習と考えるものと思われます。このように現行法上、許されない資格の取得を呼び掛ける講習会は、受講生を欺き、消費者保護法の観点から問題があります。

私達は、本講習会の誤解を招く表現について、観光庁において、適切に指導されるように要望します。

以上